

労働保険（労災保険・雇用保険）の適用及び加入確認について

I 労働保険の適用について

1 「事業」の概念

労働保険の適用単位となる「事業」とは、一つの経営組織として独立性をもったもの、すなわち、一定の場所において一定の組織のもとに有機的に相関連して行われる一体的な経営活動ないし作業をいいます。

したがって、本店、支店、工場等を総合した企業そのものではなく、個々の本店、支店、工場、鉱山、事務所のように、一つの経営組織として独立性を有する経営体となります。

2 「継続事業」及び「有期事業」の区分

上記1の「事業」の概念を前提として、事業の種類や期間から事業ごとに「継続事業」または「有期事業」を判断します。

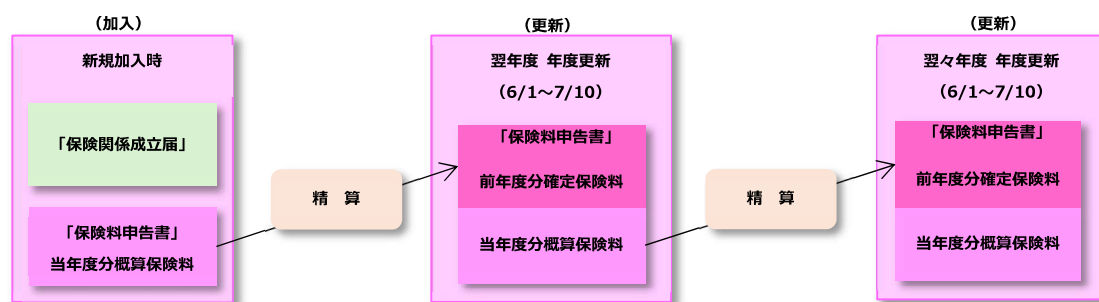
(1) 継続事業

事業の期間が予定されていない事業をいい、例えば、一般の工場、商店、事務所等が該当します。

この継続事業の保険料については、加入時に保険関係成立届と併せて保険料申告書を提出して当年度概算保険料の申告納付を行い、翌年度に確定精算（確定保険料の申告）を行います。

加入年度以降は、前年度概算保険料の確定精算（確定保険料の申告）と当年度概算保険料の申告納付を毎年度行います。

この毎年度行う概算・確定保険料の申告納付を「年度更新」といい、手続き期間は6月1日から7月10日まで（閉庁日による変更あり）となっています。



(2) 有期事業

事業の期間が予定されている事業、一定の予定期間に所定の事業目的を達成して終了する事業をいい、例えば、立木伐採や建設工事といった事業が該当します。

(3) 一括有期事業

小規模な有期事業を年間通じて数多く行う場合、その都度、保険手続きを行うことは煩雑であるため、事務簡素化の見地から同一事業主が年間を通じて一定規模以

下の有期事業を行う場合、それぞれの事業をまとめて一つの保険関係で処理することとしており、これを一括有期事業といいます。

以下の一括有期事業の要件に該当する場合、法律上一つの事業とみなされ、保険料の申告納付を含めて継続事業と同様に扱います。

- ① 事業主が同一人であること。
- ② それぞれの事業が建設の事業又は立木伐採の事業であること。
- ③ それぞれの事業の規模が、概算保険料が160万円未満であって、かつ、建設の事業においては消費税額を除いた請負金額が1億8,000万円未満、立木伐採の事業においては素材の見込生産量が1,000立方メートル未満であること。

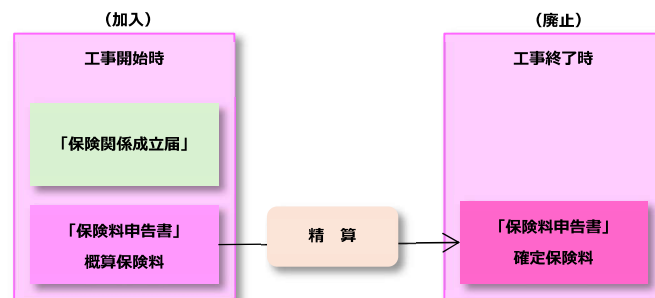
なお、設計変更などのため事業規模の基準が増加しても、その事業を一括から除外する必要はありません。

- ④ それぞれの事業の種類が、建設の事業においては、労災保険率表にいう事業の種類と同一であること。

一括有期事業の保険料は、継続事業と同様に申告納付を行いますが、年度更新における前年度概算保険料の確定精算と併せて前年度終了の建設工事名や請負額等の報告が必要です。

(4) 単独有期事業

一括有期事業以外の有期事業のことで、立木伐採や建設工事の事業ごとに加入手続きや保険料の申告納付を行います。



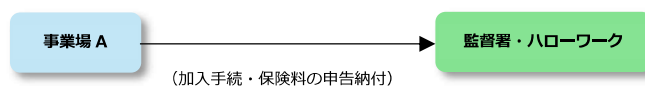
(5) 請負事業の一括

有期事業のうち建設の事業が数次の請負によって行われている場合においては、「請負事業の一括」として、法律上当然に下請事業を元請事業に一括し、原則として元請負人のみを適用事業主として取扱います。

3 「個別事業」と「委託事業」

(1) 個別事業

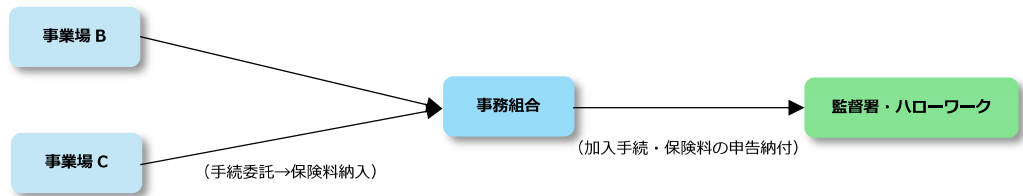
加入手続きや保険料の申告納付を個別に行っている事業のことで、



(2) 委託事業

労働保険の手続きを労働保険事務組合に委託している事業のことです。

なお、労働保険事務組合とは、中小事業主の労働保険事務の負担軽減のため手続きを代行する事業主等の認可団体のことです。



4 労働保険番号の見方

(1) 労働保険番号

事業ごとに振出される番号です。

(府県) (所掌) (管轄) (基幹番号) (枝番号)
〇〇. 〇. 〇〇. 〇〇〇〇〇〇—〇〇〇

(府県)：都道府県コード、北海道は「01」

(所掌)：監督署所掌「1」、ハローワーク所掌「3」

(管轄)：監督署、ハローワークのコード

(基幹番号)：事業ごとの番号

(枝番号)：単独有期事業及び委託事業において付される番号

(2) 監督署所掌の個別事業の労働保険番号

(基幹番号)	(対応する事業)
000001～399999	継続事業
400001～499999	継続事業（リース業（オペレーター付重機賃貸業））
500001～599999	一括有期事業（林業）
600001～699999	一括有期事業（建設業）
700001～799999	継続事業
810001～899999	単独有期事業（林業、建設事業）
900001～999999	事務組合

例えば、建設業に関連する業務（測量、設計、調査などのコンサルタントや交通誘導等）であっても事業の種類から継続事業の労働保険番号となる場合があります。

II 労働保険の加入確認について

1 労働保険の加入確認書類

以下の（１）から（４）までの書類によって、労働保険の加入を確認することができます。

（１）様式第１号「労働保険 保険関係成立届（事務処理委託届）」事業主控

事業を開始した日または労働者を雇用した日から10日以内に事業の名称や所在地等を届け出るための書類の事業主控です。

加入確認に用いるのは、所轄の労働基準監督署や公共職業安定所の受付印（以下「受付印」といいます。）が押印（電子公文書は受付日が印字）されている事業主控に限ります。

（２）様式第６号「労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書」事業主控

保険料の申告を行う書類の事業主控です。

保険料の申告納付は、加入時においては事業を開始した日または労働者を雇用した日から50日以内、加入年度以降の年度更新においては6月1日から7月10日まで（閉庁日による変更あり）となっています。

加入確認に用いるのは、受付印が押印（電子公文書は受付日が印字）されている事業主控に限ります。

なお、金融機関窓口において保険料納付と併せて提出した場合、事業主控に受付印の押印がないため、事業主控と当該金融機関の領収日付印が押印された領収控一式に限ります。

（３）組様式第７号（甲）「労働保険料等納入通知書」事業主控

労働保険事務組合が加入時や年度更新において、委託事業の事業主に保険料額を通知する書類の事業主控です。

加入確認に用いるのは、当該労働保険事務組合が交付しており、かつ、通知日が記載されている事業主控に限ります。

（４）労働保険加入証明

ア 北海道労働局総務部労働保険徴収課が交付する加入証明

事業主の交付依頼により労働保険（労災保険・雇用保険）の証明を交付します。

イ 所轄の労働基準監督署が交付する加入証明

一括有期事業の事業ごと及び単独有期事業において、事業主が提出した所定様式「労働者災害補償保険 保険関係成立の証」に証明印を押印する方法で、労災保険の証明を交付します。

2 受付印等の日付に係る注意点

上記1の書類を加入確認に用いる際、受付印の日付、電子公文書の受付日、領収日付印の日付、通知日、証明日については、以下の日付が有効となります。

(1) 継続事業及び一括有期事業

確認を要する年度（契約年度等）の日付のみ有効です。

なお、上記1の(2)及び(3)については、年度更新の申告が済んでいない場合があるため、年度更新の申告期日（7月10日、閉庁日の場合は翌開庁日）前は前年度の日付も有効です。

(2) 単独有期事業

年度更新の申告納付を要さないため、複数年度にまたがる建設工事等を含めて加入年度の日付が有効となります。

なお、加入年度以降における上記1の(4)については、確認を要する年度の日付も有効です。

3 労働保険の加入確認に用いる書類

行政機関等に労働保険の加入証明を求められた場合、事務手続き簡素化の見地から当該事業に係る上記1の(1)から(3)までの事業主控を用いることが可能かをご確認ください。

提出すると受付印が押印されます。

8.01.06 受付

事業主控

年 月 日

労働保険 〇: 保険関係成立届(継続)(事務処理委託届)
1: 保険関係成立届(有期)
2: 任意加入申請書(事務処理委託届)

⑤種別 3160

労働局長 労働基準監督長 公共職業安定所長 殿
下記のとおり (イ) 届けます。(31600又は31601のとき)
(ロ) 労災保険
(ハ) 雇用保険
の加入を申請します。(31602のとき)

Main application form with multiple sections for business details, addresses, and insurance information. Includes fields for business name, address, and insurance status.

Vertical form on the right side containing business details, insurance information, and dates. Includes sections for business name, address, and insurance details.

② 保険関係成立年月日 (31600又は31601のとき)
③ 事務処理委託年月日 (31600又は31602のとき)
④ 任意加入認可年月日 (31602のとき) (元号・令和は9)
⑤ 常時使用労働者数 (31600又は31602のとき)

⑥ 加入済労働保険番号 (31600又は31602のとき)
⑦ 雇用保険被保険者数 (31600又は31602のとき)
⑧ 適用済労働保険番号1

⑨ 適用済労働保険番号2
⑩ 雇用保険の事業所番号 (31600又は31602のとき)
⑪ 府県区分 (31600又は31602のとき)
⑫ 持続コード (31600又は31602のとき)
⑬ 管轄(2) (31600のとき)
⑭ 業種 (31600又は31602のとき)
⑮ データ指示コード
⑯ 再入力区分

⑰ 修正項目(英・カナ)
⑱ 修正項目(漢字)
⑲ 受付年月日(元号・令和は9)
⑳ 法人番号

事業主氏名(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

継続事業
 (一括有期事業を含む。)

標準字体 **0123456789**
 第3片[記入に当たっての注意事項]をよく読んでから記入して下さい。
 OCR件への記入は上記の「標準字体」でお願いたします。

事業主控

監督署に申告書を提出した場合、申告書事業主控に受付印の押印があります。
 金融機関窓口において保険料納付と併せて申告書を提出した場合、申告書事業主控に受付印の押印はなく、領収控に金融機関の領収日付印があります。

平成 年 月 日

あて先 〒060-8566
 札幌市北区北8条西2丁目1-1
 札幌第1合同庁舎8階

北海道労働局
 労働保険特別会計歳入徴収官

① 都道府県 所管 労働保険番号
 3 2 7

② 増加年月日(元号:平成は7) ③ 事業廃止等年月日(元号:平成は7) ④ 事業廃止等理由
 元号 年 月 日 元号 年 月 日 項1 項2 項3 項4 項5

④ 常時雇用労働者数 ⑤ 雇用保険被保険者数 ⑥ 免除対象高齢労働者数 ⑦ 保険関係単片保険理由コード
 項6 項7 項8 項9 項10

確定保険料算定内訳

区分	算定期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
労働保険料	(イ)	項11 千円	(イ) 1000分の(イ)	項12 円
労災保険分	(ロ)	項13 千円	(ロ) 1000分の(ロ)	項14 円
雇用保険法適用者分	(ハ)	項15 千円	(ハ) 1000分の(ハ)	項16 円
	(ニ)	項17 千円	(ニ) 1000分の(ニ)	項18 円
高年齢労働者分	(ヘ)	項19 千円	(ヘ) 1000分の(ヘ)	項20 円
	(ロ)	項21 千円	(ロ) 1000分の(ロ)	項22 円
一般拠出金 (注1)	(カ)	項23 千円	(カ) 1000分の(カ)	項24 円

概算・増加概算保険料算定内訳

区分	算定期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで	⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額 (⑫×⑬)
労働保険料	(イ)	項25 千円	(イ) 1000分の(イ)	項26 円
労災保険分	(ロ)	項27 千円	(ロ) 1000分の(ロ)	項28 円
雇用保険法適用者分	(ハ)	項29 千円	(ハ) 1000分の(ハ)	項30 円
	(ニ)	項31 千円	(ニ) 1000分の(ニ)	項32 円
高年齢労働者分	(ヘ)	項33 千円	(ヘ) 1000分の(ヘ)	項34 円
	(ロ)	項35 千円	(ロ) 1000分の(ロ)	項36 円

⑮ 申告済概算保険料額 項37 円

⑯ 申告済概算保険料額 項38 円

⑰ 延納の申請納付回数 項39

⑱ 増加概算保険料額 (⑭の(イ)ー⑮)

⑲ 増加概算保険料額 項40 円

⑳ 申告済概算保険料額

(イ) 当額	(ロ) 不足額	項41 円
(イ) 当額	(ロ) 不足額	項42 円

㉑ 労働保険料納付額

(イ) 概算保険料額 (⑭の(イ)ー⑮)	(ロ) 労働保険料当額 (⑭の(ロ)ー⑮)	(ハ) 不足額 (⑭の(ハ)ー⑮)	(ニ) 今期労働保険料 (⑭の(イ)ー⑮)又は(イ)＋(ハ)	(ホ) 一般拠出金当額 (⑭の(イ)ー⑮)	(ヘ) 一般拠出金 (⑭の(ヘ)ー⑮)	(ト) 今期納付額 (ニ)＋(ヘ)
(イ) 概算保険料額 (⑭の(イ)ー⑮)	(ロ) 労働保険料当額 (⑭の(ロ)ー⑮)	(ハ) 不足額 (⑭の(ハ)ー⑮)	(ニ) 今期労働保険料 (⑭の(イ)ー⑮)又は(イ)＋(ハ)	(ホ) 一般拠出金当額 (⑭の(イ)ー⑮)	(ヘ) 一般拠出金 (⑭の(ヘ)ー⑮)	(ト) 今期納付額 (ニ)＋(ヘ)

㉒ 事業又は作業の種類

㉓ 保険関係成立年月日

㉔ 事業廃止等理由

㉕ 加入している労働保険 (イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険 ㉖ 特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない

㉗ (イ) 所在地 (ロ) 名称

㉘ (イ) 住所 (法人のときは) または事務所所在地 (ロ) 名称 (ハ) 氏名 (法人のときは) 代表者の氏名

領 収 控 (労働保険 国庫金)

取 扱 庁 名 北海道労働局 ※取扱庁番号

徴収助定 保険料収入及び一般拠出金収入 労働保険特別会計 0847 厚生労働省 6118 平成 年 度

労働保険番号 都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号 ※CD ※証券受領 全部 一部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号:平成は7) 元号 年 度 元号 年 度

納付目的

1. 平成 年度 概算 納付額

2. 増加概算...1 利率引上...2 利率引上...3 利率引上...4

3. 平成 年度 確定 納付額

納付額 (合計額) 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

労働保険料 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

一般拠出金 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円

上記の合計額を領収しました。

領収日付印

8.01.06

〇〇〇〇銀行

(収納機関用)

組様式第7号(甲)

労働保険料等納入通知書 (事業主控)

労働保険 番号	府県	所 掌	管轄	基幹番号	枝番号

委託事業主の 住所
氏名 殿

金	万 千 百 十 円

上記金額を労働保険料第 期分及び一般拠出金として 令和 年 月 日までに当事務組
合に納入してください。

令和 年 月 日 通知日

労働保険 所在地
事務組合 の
名称

算定方法

令和 年度確定			令和 年度概算				
賃金総額		料率	賃金総額		料率	確定保険料	
労災	※ 千円	1,000	円	労災	※ 千円	1,000	円
特別 加入		1,000		特別 加入		1,000	
雇用		1,000		雇用		1,000	
合計		①		合計		⑥	
申告済概算保険料		②		区分	概算保険料額	各期納付額	
差 引 額	充当額	③(②-①)	期 別 納 付 額	全期 第1期	⑦(⑥÷3) 円	⑧(⑦-③)又は⑦+⑤) 円	
	還付額	④(②-①)又は②-①-③)		第2期	⑨(⑥÷3)	⑩	
	不足額	⑤(①-②)		第3期	⑪(⑥÷3)	⑫	

賃金総額		料率	一般拠出金額
一般 拠出金	※ 千円	0.02	円
		1,000	

(注) ※については、労災保険に係る賃金総額の同額を記入下さい。ただし、平成19年3月31日以降に成立した有期事業は、一般拠出金算定対象とはなりませんので、当該有期事業分を差し引いた賃金総額を記入してください。

到達番号: 202006011234567890
受付番号: 202006040987654321

受付(電子申請)
令和02年06月04日
北海道労働局

電子公文書における受付日の印字。
他の様式も同じです。

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)

労働保険 概算・確定保険料 申告書
31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
(一括有期事業を含む。)

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力設定コード (項1)

令和 2年 6月 1日

(1) 労働保険番号	01	1	01	基幹番号	600000	枝番号	000	(項2)
------------	----	---	----	------	--------	-----	-----	------

※提出年月日(元号: 令和は9) 9年 2月 6日 (項3) ※事業廃止等年月日(元号: 令和は9) 元号 年 月 日 (項4) (項5) ※事業廃止等理由 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎

(4) 常時使用労働者数 2 (項6) (5) 雇用保険被保険者数 (項7) (6) 免除対象高齢労働者数 (項8) (項9) (項10) 北海道 労働保険特別会計歳入徴収官殿

(7) 区分	算定期間 平成 31年 4月 1日 から 令和 2年 3月 31日 まで		
	(8) 保険料・拠出金算定基礎額	(9) 保険料・拠出金率	(10) 確定保険料・一般拠出金額 ((8) × (9))
労働保険料 (労災+雇用)	(イ)	(項11) 1000分の	(イ) (項12) 48450 円
労災保険分	(ロ)	(項13) 1000分の 9.5	(ロ) (項14) 48450 円
雇用保険法 適用者分	(ハ)	(項15)	(ハ)
雇用保険法 高齢労働者分	(ニ)	(項16) 1000分の	(ニ) (項17) 円
保険料算定 対象者分	(ホ)	(項18) 1000分の	(ホ) (項19) 円
一般拠出金 (注)	(ヘ)	(項35) 1000分の 0.02	(ヘ) (項36) 102 円

(11) 区分	算定期間 令和 2年 4月 1日 から 令和 3年 3月 31日 まで		
	(12) 保険料算定基礎額の見込額	(13) 保険料率	(14) 概算保険料額 ((12) × (13))
労働保険料 (労災+雇用)	(イ)	(項20) 1000分の 9.5	(イ) (項21) 48450 円
労災保険分	(ロ)	(項22) 1000分の 9.5	(ロ) (項23) 48450 円
雇用保険分	(ホ)	(項26) 1000分の	(ホ) (項27) 円

(15) 事業主の郵便番号(変更のある場合記入) (16) 事業主の電話番号(変更のある場合記入)

〒 項28 項29 (17) 延納の申請 納付回数 1 (項30)

※検算有無区分 ※算調対象区分 ※データ指示コード ※再入力区分 ※修正項目

項31 項32 項33 項34

(18) 申告済概算保険料額 42,000 円 (19) 申告済概算保険料額

(20) 差引額	(イ) 概算保険料額 ((18)-(19)の(イ)) 6,450 円	(ロ) 不足額 円	(ハ) 不足額 円	(ニ) 今期労働保険料 (イ)-(ロ)又は(イ)+(ハ) 42,000 円	(ホ) 一般拠出金 充当額 (20)の(イ) 0 円	(ヘ) 一般拠出金額 ((10)の(ヘ)-(ホ)) (注2) 102 円	(ト) 今期納付額 ((ニ)+(ヘ)) 42,102 円
----------	------------------------------------	-----------	-----------	---------------------------------------	----------------------------	--------------------------------------	------------------------------

第1期又は初期	(イ) 概算保険料額 ((14)の(イ)+(17)又は前期以降の円未満端) 48,450 円	(ロ) 労働保険料充当額 ((20)の(ロ)) 6,450 円	(ハ) 不足額 ((20)の(ハ)) 0 円	(ニ) 今期労働保険料 (イ)-(ロ)又は(イ)+(ハ) 42,000 円	(ホ) 一般拠出金 充当額 (20)の(イ) 0 円	(ヘ) 一般拠出金額 ((10)の(ヘ)-(ホ)) (注2) 102 円	(ト) 今期納付額 ((ニ)+(ヘ)) 42,102 円
第2期	(イ) 概算保険料額 ((14)の(イ)+(17)) 0 円	(ロ) 労働保険料充当額 ((20)の(ロ)-(22)の(ロ)) 0 円	(ハ) 不足額 ((20)の(ハ)) 0 円	(ニ) 今期労働保険料 (イ)-(ロ)又は(イ)+(ハ) 0 円	(ホ) 一般拠出金 充当額 (20)の(イ) 0 円	(ヘ) 一般拠出金額 ((10)の(ヘ)-(ホ)) (注2) 0 円	(ト) 今期納付額 ((ニ)+(ヘ)) 0 円
第3期	(イ) 概算保険料額 ((14)の(イ)+(17)) 0 円	(ロ) 労働保険料充当額 ((20)の(ロ)-(22)の(ロ)) 0 円	(ハ) 不足額 ((20)の(ハ)) 0 円	(ニ) 今期労働保険料 (イ)-(ロ)又は(イ)+(ハ) 0 円	(ホ) 一般拠出金 充当額 (20)の(イ) 0 円	(ヘ) 一般拠出金額 ((10)の(ヘ)-(ホ)) (注2) 0 円	(ト) 今期納付額 ((ニ)+(ヘ)) 0 円

郵便番号 060-8566 電話番号 011-000-0000

(26) 加入している労働保険 (イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険 (27) 特掲事業 (イ) 該当する

(28) 所在地 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 (29) 住所 (法人のときは主たる事務所の所在地) 札幌市北区北8条西2丁目1番1号

事業名称 北海労働株式会社 (イ) 氏名 (法人のときは代表者の氏名) 代表取締役 北海 太郎

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行書・事務代理者の表示	氏名	電話番号
	令和 2年 6月 1日	社会保険労務士 労働 花子	011-123-4567